

全建事発第 007 号  
令和 3 年 4 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥 村 太 加 典  
〔公 印 省 略〕

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の  
一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

建築物等の解体・改修時における石綿ばく露の規制強化を内容とした、石綿障害予防規則等の一部改正については、令和 2 年 8 月 25 日付け全建事発 084 号においてお知らせしたところです。今般、別添のとおり、当該通知を改正した旨、厚生労働省より、通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・厚生労働省通知文（基発 0329 第 4 号）
- ・【改正後】基発 0804 第 3 号\_関係団体宛\_石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

(担当) 事業部 八重樫

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp